

平成30年度

中山間地域等直接支払交付金の  
実施状況について

令和元年6月  
北 海 道

## 目 次

I 制度の概要	1
II 実施状況の概要	3
1 実施市町村数	3
2 協定数及び集落協定参加者数	3
(1) 集落協定	3
(2) 個別協定	3
3 交付面積	4
(1) 地目別内訳	4
(2) 交付基準別内訳	4
(3) 増減理由	4
4 交付金額	5
(1) 協定区分別交付金額	5
(2) 地目別交付金額	5
(3) 交付基準別交付金額	5
(4) 加算措置の取組	6
5 協定活動の動向	6
(1) 集落協定の概要	6
(2) 交付金の配分割合	6
(3) 集落協定の規模	7
(4) 集落協定の活動の実施状況	8
ア 集落マスタープランの取組状況[基礎単価要件]	8
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項[基礎単価要件]	9
(ア) 耕作放棄の防止等の活動	9
(イ) 水路・農道等の管理活動	9
(ウ) 多面的機能を増進する活動	10
ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項[体制整備単価要件]	10
(ア) 農用地等保全活動の実践内容	10
(イ) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動	11
(5) 共同取組活動分の使途	12
III 市町村別実施状況	13

## I 制度の概要

耕作放棄地の増加等により水源涵養機能・洪水防止機能等、農業農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で中山間地域等直接支払交付金を交付します。

### ○実施期間

本制度は、平成12年度から第1期対策がスタートし、平成17年度から平成26年度まで第2～3期対策が実施されており、現在は、平成27年度から第4期対策が取り組まれています。

なお、第4期対策から、第3期対策の枠組みを維持するとともに、農業や集落を将来にわたって維持するための取組みへの支援を強化しています。

### ○交付単価（円/10a）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価	備考
田	急傾斜	16,800	21,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎単価は体制整備単価の8割</li> <li>・取組のレベルにより、いずれかの単価を交付</li> <li>・体制整備単価の要件が達成されなかった場合は、基礎単価との差額（2割）は遡及返還となる。</li> <li>・高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地は、緩傾斜の単価</li> </ul>
	緩傾斜	6,400	8,000	
畑	急傾斜	9,200	11,500	
	緩傾斜	2,800	3,500	
草地	急傾斜	8,400	10,500	
	緩傾斜	2,400	3,000	
	草地比率の高い草地	1,200	1,500	
採草放牧地	急傾斜	800	1,000	
	緩傾斜	240	300	

### ○集落協定

基礎単価要件※1	体制整備単価要件※2
<p>①農業生産活動等(必須事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の防止等の活動</li> <li>・水路、農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)</li> </ul> <p>②多面的機能を増進する活動(選択的必須事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺林地の管理</li> <li>・景観作物の作付け</li> <li>・体験農園</li> <li>・魚類等の保護 等</li> </ul>	<p>基礎単価要件に加えて、次の活動を行う。</p> <p>①実施区域図の作成及び実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面、水路、農道等の補修・改良</li> <li>・農作業の共同化又は受委託等</li> <li>・自己施工による農業生産条件の強化 等</li> </ul> <p>②A～Cの要件から1つ以上を選択</p> <p>【A要件】農業生産性の向上 次のうち2つ以上を選択(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合1つのみ選択)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業の実践</li> <li>③農業生産条件の強化 ④担い手への農地集積</li> <li>⑤担い手への農作業委託</li> </ul> <p>【B要件】女性・若者等の参画を得た取組 協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、次のうち1つ以上選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規就農者による営農 ②農産物の加工・販売</li> <li>③消費・出資の呼び込み</li> </ul> <p>【C要件】集団的かつ持続可能な体制整備 協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築</p>

○個別協定

基礎単価要件※1	体制整備単価要件※2
<p>①5年間以上の利用権の設定等 または基幹的農作業の受委託契約</p> <p>②農業生産活動等(必須事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄の防止等の活動</li> <li>・水路、農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)</li> </ul> <p>③多面的機能を増進する活動(選択的必須事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺林地の管理</li> <li>・景観作物の作付け</li> <li>・体験農園</li> <li>・魚類等の保護 等</li> </ul>	<p>基礎単価要件に加えて、次の要件を満たすこと。</p> <p>①の対象面積を協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上を増加させる。</p>

## II 実施状況の概要

### 1 実施市町村数

実施市町村は、29年度と同数の98市町村となっています。

表1 促進計画策定数 (単位：市町村)

区 分	H29	H30	増減
道内市町村数	179	179	0
交付市町村数	98	98	0
うち一般地域	93	93	0
うち特認地域	5	5	0

※□一般地域は地域振興5法（特定農山村、山村、過疎、半島、離島）の指定を受けている市町村  
特認地域は一般地域以外で知事特認地域基準を満たす市町村

### 2 協定数及び集落協定参加者数

#### (1) 集落協定

集落協定数は320協定で、29年度と同数でした。

全集落協定のうち、体制整備単価の協定は282で、全集落協定数の88%を占めています。

集落協定の参加者数は、農業者が13,288人と最も多く、次いで農地所有適格法人が2,281人となっています。

#### (2) 個別協定

個別協定数は1協定で、29年度と同数でした。

表2 協定数及び集落協定参加者数 (単位：協定、人・組織)

区分	H29			H30			増減	体制整備		基礎
	体制整備	基礎		体制整備	基礎			体制整備	基礎	
集落協定	319	282	37	319	282	37	0	0	0	
個別協定	1	0	1	1	0	1	0	0	0	
合 計	320 (100%)	282 (88%)	38 (12%)	320 (100%)	282 (88%)	38 (12%)	0	0	0	
集落協定参加者数	17,736	16,825	911	17,775	16,787	989	40	▲ 38	78	
農業者	13,503	12,874	629	13,288	12,668	620	▲ 215	▲ 206	▲ 9	
交付農用地を持たない農業者	3,271	3,170	101	2,959	2,855	104	▲ 312	▲ 315	3	
農地所有適格法人	2,137	2,016	121	2,281	2,157	125	145	141	4	
特定農業法人	23	23	0	23	23	0	0	0	0	
その他法人	65	48	17	41	23	18	▲ 24	▲ 25	1	
機械・施設共同利用組織	500	484	16	498	482	16	▲ 2	▲ 2	0	
農作業受託組織	62	61	1	108	65	43	46	4	42	
栽培協定	9	9	0	10	9	1	1	0	1	
その他組織	209	206	3	243	201	42	34	▲ 5	39	
土地改良区	12	9	3	12	9	3	0	0	0	
水利組合	119	116	3	119	116	3	0	0	0	
非農業者	860	763	97	910	817	93	50	54	▲ 4	
その他	237	216	21	242	217	25	5	1	4	

※集落協定・・・対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

※個別協定・・・認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において5年間以上の利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

※体制整備（体制整備単価協定）・・・基礎単価協定が行う農業生産活動等に加え、国の定めた基準に基づく生産性・収益向上等の取組を行い、体制整備単価による交付金を受給する協定

※基礎（基礎単価協定）・・・適正な農地管理及び多面的機能を増進する活動等を行い、体制整備単価の8割相当額の単価による交付金を受給する協定

※H27より、農地所有適格法人、特定農業法人、その他法人、機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、その他組織については、構成員及び従業員数を記載している。

### 3 交付面積

交付面積は、32万1,324haで、29年度から108ha増加しました。

このうち、体制整備単価協定に係る交付面積は30万4,994haで、全体の94.9%を占めています。

#### (1) 地目別

30年度の地目別の面積の内訳は、田3万6,873ha、畑5,024ha、草地27万9,416ha、採草放牧地11haとなっています。

#### (2) 交付基準別

交付基準別の面積の内訳は、急傾斜農用地5,869ha、緩傾斜農用地4万4,929ha、高齢化率・耕作放棄率の高い農地208ha、草地比率の高い草地27万319haとなっています。

#### (3) 増減要因

地目別では田及び畑、草地において、交付面積の増減があります。

主な要因は、草地比率の高い草地地帯におけるデントコーン等牧草以外への作付転換又は牧草以外から牧草への作付転換の他、田から畑への地目転換や協定不参加者から協定参加者への農地集積等です。

表3 交付金交付面積

(単位：ha)

区 分	H29	H30	体制整備		増減	増減率(%)
			体制整備	基礎		
田	36,879	36,873	35,405	1,468	▲ 6	▲ 0.0
急傾斜	5,193	5,185	4,983	202	▲ 8	▲ 0.2
緩傾斜	31,641	31,643	30,377	1,266	2	0.0
高齢化・耕作放棄率	45	45	45	0	0	0.0
畑	5,016	5,024	4,954	70	8	0.2
急傾斜	48	48	48	0	0	0.0
緩傾斜	4,877	4,885	4,815	70	8	0.2
高齢化・耕作放棄率	91	91	91	0	0	0.0
草地	279,310	279,416	264,624	14,792	106	0.0
急傾斜	636	636	477	159	0	0.0
緩傾斜	8,376	8,389	7,704	685	13	0.2
高齢化・耕作放棄率	72	72	72	0	0	0.0
草地比率の高い草地	270,226	270,319	256,371	13,948	93	0.0
採草放牧地	11	11	11	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	—
緩傾斜	11	11	11	0	0	0.0
合計	321,216	321,324	304,994	16,330	108	0.0
急傾斜	5,877	5,869	5,508	361	▲ 8	▲ 0.1
緩傾斜	44,905	44,928	42,907	2,021	23	0.1
高齢化・耕作放棄率	208	208	208	0	0	0.0
草地比率の高い草地	270,226	270,319	256,371	13,948	93	0.0

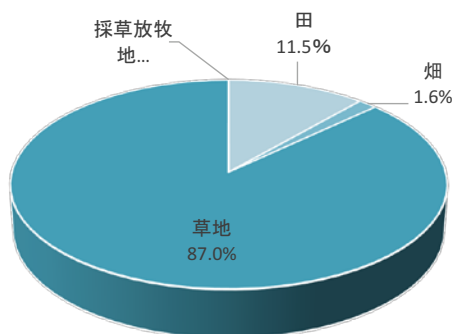
注1 「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

注2 「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

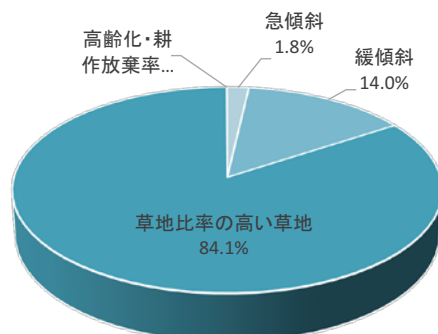
注3 「高齢化・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上で、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農地

注4 「草地比率の高い草地」とは、積算気温が著しく低く(2,300℃)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5 交付面積には個別協定を含む。



交付面積の地目別割合



交付面積の基準別割合

#### 4 交付金額

##### (1) 協定区分別交付金額

集落協定の交付金額は81億266万円で、29年度から54万円増加しました。  
一方、個別協定の交付金額は362万円で、29年度と同額でした。

表4 協定別交付金額 (単位：千円)

区 分	H29	H30	増減	増減率(%)
集落協定	8,102,124	8,102,660	536	0.0
個別協定	3,616	3,616	0	0.0
合 計	8,105,740	8,106,276	536	0.0

##### (2) 地目別

田の交付金額は、35億9,881万円で、29年度から154万円減少し、全体に占める割合は約44%となっています。

畑の交付金額は、1億7,930万円で、29年度から24万円増加し、全体に占める割合は約2%となっています。

草地の交付金額は、43億2,814万円で、29年度から183万円増加し、全体に占める草地の割合は約53%となっています。

##### (3) 交付基準別

急傾斜農用地の交付金額は、11億5,175万円で、29年度から165万円減少し、全体に占める割合は約14%となっています。

緩傾斜農用地の交付金額は、29億3,065万円で、29年度から77万円増加し、全体に占める割合は約36%となっています。

高齢化率・耕作放棄率の高い農用地の交付金額は、894万円で、29年度と同額であり、全体に占める割合は0.1%となっています。

草地比率の高い草地の交付金額は、40億1,493万円で、29年度から141万円減少し、全体に占める割合は約50%となっています。

表5 交付金交付金額 (単位：千円、%)

区 分	H29		H30		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
田	3,600,343	44.4	3,598,806	44.4	▲ 1,537	0.0
急傾斜	1,084,466	13.4	1,082,791	13.4	▲ 1,675	0.0
緩傾斜	2,512,263	31.0	2,512,401	31.0	138	0.0
高齢化率・耕作放棄率	3,614	0.04	3,614	0.04	0	0.0
畑	179,055	2.2	179,297	2.2	242	0.1
急傾斜	5,486	0.1	5,486	0.1	0	0.0
緩傾斜	170,397	2.1	170,639	2.1	242	0.1
高齢化率・耕作放棄率	3,172	0.04	3,172	0.04	0	0.0
草地	4,326,310	53.4	4,328,141	53.4	1,831	0.0
急傾斜	63,449	0.8	63,475	0.8	26	0.0
緩傾斜	247,182	3.0	247,576	3.1	394	0.2
高齢化率・耕作放棄率	2,158	0.03	2,158	0.03	0	0.0
草地比率の高い草地	4,013,521	49.5	4,014,932	49.5	1,411	0.0
採草放牧地	32	0.0004	32	0.0004	0	0.0
急傾斜	0	0.0	0	0.0	0	—
緩傾斜	32	0.0004	32	0.0004	0	0.0
合計	8,105,740	100.0	8,106,276	100.0	536	0.0
急傾斜	1,153,401	14.2	1,151,752	14.2	▲ 1,649	0.0
緩傾斜	2,929,874	36.1	2,930,648	36.2	774	0.0
高齢化率・耕作放棄率	8,944	0.1	8,944	0.1	0	0.0
草地比率の高い草地	4,013,521	49.6	4,014,932	49.5	1,411	0.0

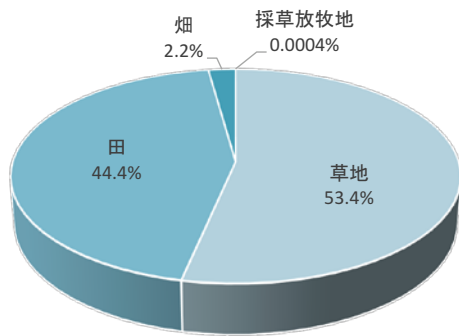
注1 「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15°以上の農用地

注2 「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8°以上15°未満の農用地

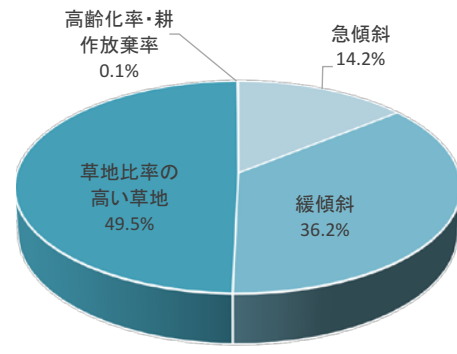
注3 「高齢化・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上で、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農用地

注4 「草地比率の高い草地」とは、積算気温が著しく低く(積算気温2,300℃未満)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5 交付面積には個別協定を含む。



交付金の地目別割合



交付金の基準別割合

(4) 加算措置の取組

7協定が加算措置に取り組んでおり、交付金額は572万円で、交付金の全体に占める割合は0.1%でした。

表6 加算措置の取組に対する交付金額 (単位: 協定数、ha、千円)

区分	協定数	交付面積	交付金額
集落連携・機能維持加算 (集落協定の広域化支援)	2	8,448	4,000
田(急傾斜)	1	85	631
田(緩傾斜)		166	1,229
畑(急傾斜)		0.6	4
畑(緩傾斜)		18	136
草地(草地比率の高い草地)	1	8,178	2,000
超急傾斜農地保全管理加算	5	29	1,723
田(急傾斜)	5	29	1,723
合計	7	8,477	5,723
全体に占める割合	(2.2%)	(2.6%)	(0.1%)

注1 集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(1協定当たりの加算額は、2,000千円/年を上限)

注2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

5 協定活動の動向

(1) 集落協定の概要

1市町村当たりの集落協定数は3協定で、交付面積は3,279ha、交付金額は8,272万円となっています。

1集落協定当たりの参加者数は56人(組織)で、交付面積は1,007ha、交付金額は2,541万円となっています。

表7 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等の概要 (単位: 人・組織、ha、千円)

単価区分	市町村数	協定数	1市町村当たり			1協定当たり			一人当たりの交付金額
			協定数	交付面積	交付金額	参加者数	交付面積	交付金額	
体制整備	88	282	3	3,466	88,548	59	1,082	27,632	464
基礎	20	37	2	816	15,700	27	441	8,389	318
道全体	98	319	3	3,279	82,717	56	1,007	25,411	456

(2) 交付金の配分割合

市町村から集落協定に交付された交付金の配分割合は、59%が共同取組活動分、残り41%が個人配分となりました。

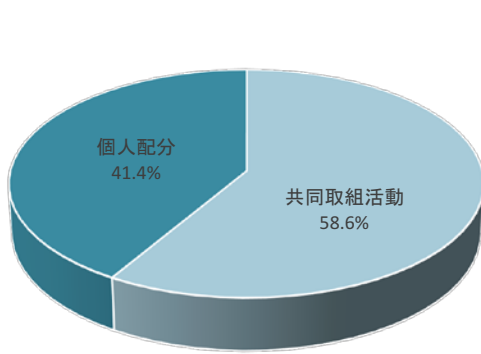
また、交付金の40%以上を共同取組活動に充当している協定の割合は70.9%でした。



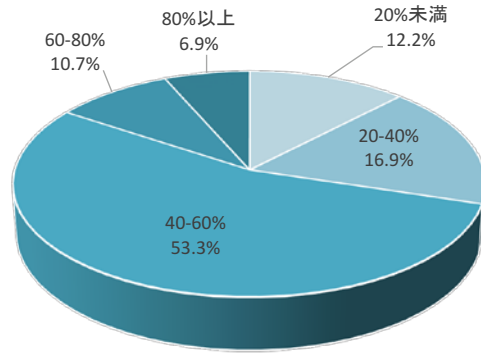
表8 交付金の配分割合（集落協定分のみ）

（単位：千円、%、協定数）

年度	交付金額			共同取組活動充当率別協定数				
	個人配分	共同取組活動		20%未満	20-40%	40-60%	60-80%	80%以上
H29	8,102,123	3,427,645	4,674,478	39	56	174	29	21
割合	(100%)	(42.3%)	(57.7%)	(12.2%)	(17.6%)	(54.5%)	(9.1%)	(6.6%)
H30	8,102,660	3,356,450	4,746,210	39	54	170	34	22
割合	(100%)	(41.4%)	(58.6%)	(12.2%)	(16.9%)	(53.3%)	(10.7%)	(6.9%)



交付金の配分割合



共同取組活動充当率別協定割合

(3) 集落協定の規模

集落協定の参加者数については、19名以下の集落協定が162協定、50.8%となっています。  
また、集落協定の交付面積については、100ha未満の集落協定が161協定、50.5%を占める一方で、1,000haを超える集落協定も46協定、14.5%あります。

表9 参加者（人・組織）数別集落協定数

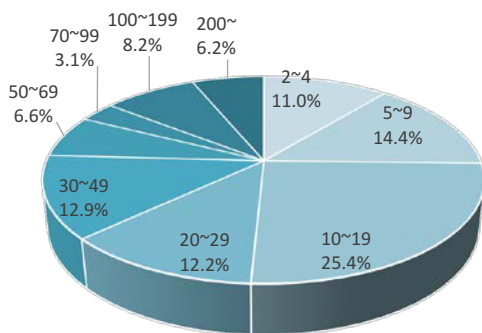
（単位：協定数）

	2	5	10	20	30	50	70	100	200	合計
	?	?	?	?	?	?	?	?	以上	
	4	9	19	29	49	69	99	199	以上	
H29	22	46	86	41	45	22	13	24	20	319
H30	35	46	81	39	41	21	10	26	20	319
増減数	13	0	▲5	▲2	▲4	▲1	▲3	2	0	0
構成割合(H30)	(11.0%)	(14.4%)	(25.4%)	(12.2%)	(12.9%)	(6.6%)	(3.1%)	(8.2%)	(6.2%)	(100%)

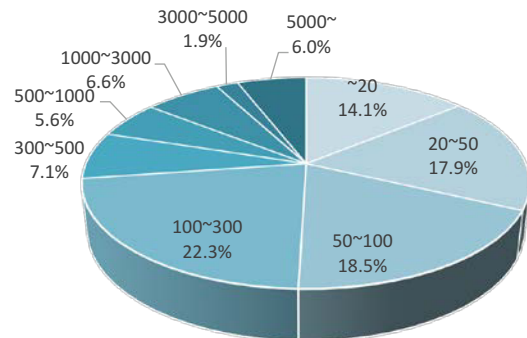
表10 交付面積規模別集落協定数

（単位：協定数）

	20ha	20ha	50ha	100ha	300ha	500ha	1,000ha	3,000ha	5,000ha	合計
	未満	50ha	100ha	300ha	500ha	1,000ha	3,000ha	5,000ha	以上	
H29	46	56	60	71	22	18	21	6	19	319
H30	45	57	59	71	23	18	21	6	19	319
増減数	▲1	1	▲1	0	1	0	0	0	0	0
構成割合(H30)	(14.1%)	(17.9%)	(18.5%)	(22.3%)	(7.1%)	(5.6%)	(6.6%)	(1.9%)	(6.0%)	(100%)



参加者数別の集落協定の割合



交付面積(ha)別の集落協定の割合

(4) 集落協定の活動の実施状況

ア 集落マスタープランの取組状況〔基礎単価要件〕

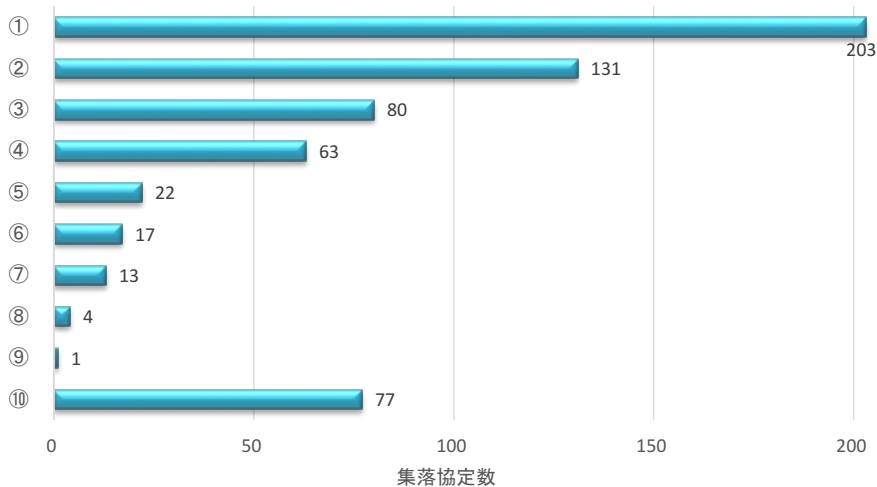
集落が目指すべき将来像として選択した項目は、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が286協定で最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が64協定となっています。

集落の将来像を実現するための活動方策として選択した項目は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が203協定で最も多く、次いで「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」が131協定、「新規就農者による農業生産」が80協定となっています。

表11 集落の目指すべき将来像

項 目	協定数	割合 (%)
集落協定数	319	—
I 目指すべき将来像（複数選択可）		
① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	286	89.7
② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	64	20.1
③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	8	2.5
④ その他（生産基盤整備促進等）	30	9.4
II 将来像を実現するための活動方策（複数選択可）		
① 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	203	63.6
② 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	131	41.1
③ 新規就農者による農業生産	80	25.1
④ 農業生産条件の強化	63	19.7
⑤ 担い手への農地集積	22	6.9
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	17	5.3
⑦ 担い手への農作業の委託	13	4.1
⑧ 高付加価値型農業	4	1.3
⑨ 消費・出資の呼び込み	1	0.3
⑩ その他（生産基盤整備、鳥獣害対策等）	77	24.1

II 将来像を実現するための活動方策



※①～⑩は、上表の項目に対応した番号

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項〔基礎単価要件〕

(7) 耕作放棄の防止の活動

耕作放棄の防止の活動として、「賃貸借の設定・農作業の委託」に取り組んだのは238協定で最も多く、次いで「農地法面点検」が220協定となりました。

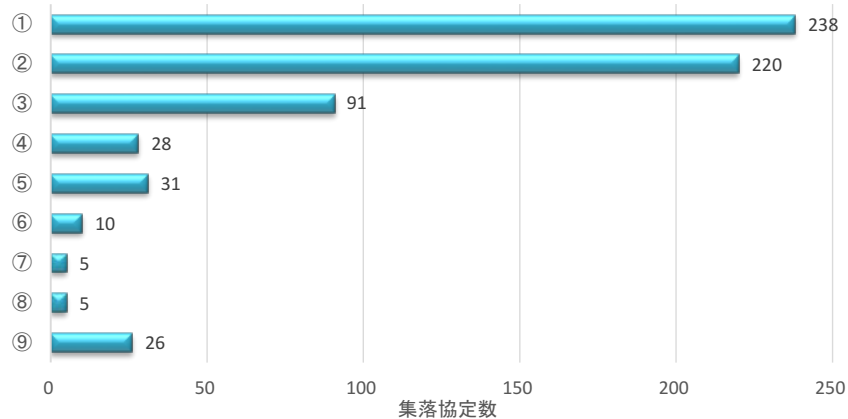
(4) 水路・農道等の管理活動

農道の管理活動に307協定、水路の管理活動に265協定が取り組みました。

表12 耕作放棄の防止等の活動（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
集落協定数	319	—
I 耕作放棄の防止の活動（複数選択可）		
① 賃貸借設定・農作業の委託	238	74.6
② 農地法面点検	220	69.0
③ 柵、ネット等の設置	91	28.5
④ 担い手の確保	28	8.8
⑤ 簡易な基盤整備	31	9.7
⑥ 土地改良事業	10	3.1
⑦ 地場農産物の加工販売	5	1.6
⑧ 自然災害を受けている農用地の復旧	5	1.6
⑨ その他（鳥獣害防止対策、農地跡地整備等）	26	8.2
II 水路・農道等の管理活動		
① 農道の管理	307	96.2
② 水路の管理	265	83.1
③ その他	7	2.2

I 耕作放棄の防止の活動



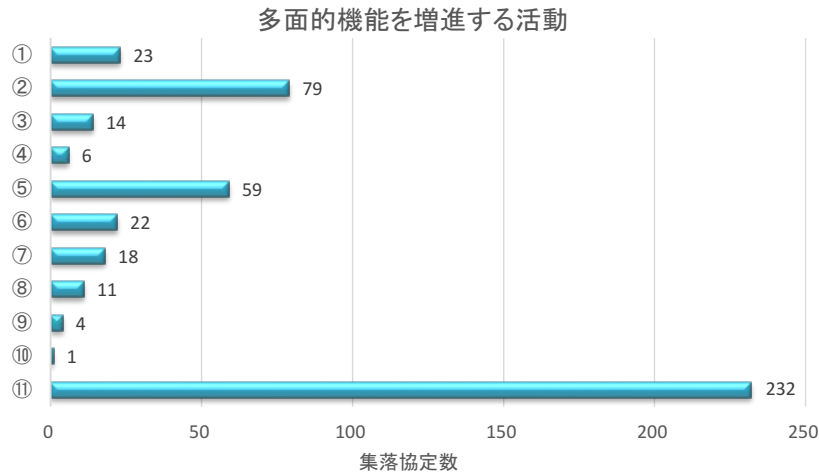
※①～⑧は、上表の項目に対応した番号

(ウ) 多面的機能を増進する活動〔基礎単価要件〕

保健休養機能を高める取組として、「景観作物の作付け」が79協定、自然生態系の保全に資する取組として「堆きゅう肥の施肥」が59協定で行われているほか、集落会館周辺の清掃等、地域の状況に応じて多様な取組が行われています。

表13 多面的機能を増進する活動（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
集落協定数	319	—
多面的機能を増進する活動（複数選択可）		
1 国土保全機能を高める取組		
① 周辺林地の下草刈り	23	7.2
2 保健休養機能を高める取組		
② 景観作物の作付け	79	24.8
③ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	14	4.4
④ 市民農園等の開設・運営	6	1.9
3 自然生態系の保全に資する取組		
⑤ 堆きゅう肥の施肥	59	18.5
⑥ 緑肥作物の作付け	22	6.9
⑦ 粗放的畜産	18	5.6
⑧ 輪作の徹底	11	3.4
⑨ 魚類・昆虫類の保護	4	1.3
⑩ 鳥類の餌場の確保	1	0.3
4 その他		
⑪（集落会館周辺の清掃、花壇等の整備、廃プラの回収、廃屋処理等）	232	72.7



※①～⑪は、上表の項目に対応した番号

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔体制整備単価要件〕

(ア) 農用地等保全活動の実践内容

体制整備単価の282協定は、基礎単価要件の活動に加え、将来わたって協定農用地を保全するため、実施区域位置図に農地の法面等補修・改修が必要となる範囲又は位置など記載するとともに、実施区域図に位置づけられた活動を実施しています。

位置づけられた活動のうち、「農地法面、水路・農道等補修・改良」に取り組んだ集落協定が193協定で最も多く、次いで「農作業の共同化又は受委託等」が104協定となっています。

表14 農用地保全活動の実践内容（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
体制整備単価集落協定数	282	—
活動内容		
① 農地法面、水路・農道等補修・改良	193	68.4
② 農作業の共同化又は受委託等	104	36.9
③ 自己施工による農業生産条件の強化	46	16.3
④ その他将来に向けた適正な農用地保全	65	23.0

(イ) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動〔体制整備単価要件〕

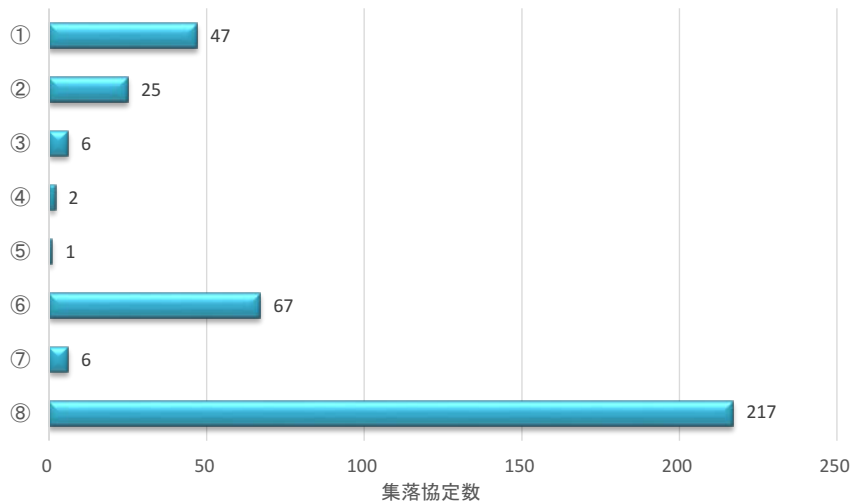
体制整備単価受給の282協定は、実施区域に位置づけた活動に加えA、BまたはC要件の活動に取り組み、内訳は、A要件が52協定（18.4%）、B要件が70協定（24.8%）、C要件が218協定（77%）となっています。

A要件を選択した集落では、「機械・農作業の共同化」を取組活動として選択した協定が48協定と最も多く、次いで「農業生産条件の強化」が26協定、B要件を選択した集落では「新規就農者の確保」を選択した協定が68協定、次いで「地場産農産物等の加工・販売」が6協定となっています。

表15 農業生産活動等の継続に向けた活動内容（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
体制整備単価集落協定数	282	—
A要件(農業生産性の向上)	52	18.4
① 機械・農作業の共同化	47	16.7
② 農業生産条件の強化	25	8.9
③ 担い手への農地集積	6	2.1
④ 担い手への農作業の委託	2	0.7
⑤ 高付加価値型農業の実践	1	0.4
B要件(女性・若者等の参画を得た取組)	70	24.8
⑥ 新規就農者の確保	67	23.8
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	6	2.1
C要件(⑧集团的かつ持続可能な体制整備)	217	77.0

農業生産活動等の継続に向けた活動の内容



※①～⑧は、上表の項目に対応した番号

(5) 共同取組活動分の使途

平成30年度において、市町村から集落協定に交付された交付金約8,103百万円のうち、約4,746百万円が共同取組活動に使用され、前年度からの繰越と併せて総額で約6,076百万円が共同取組活動に使用されました。

共同取組活動の使途をみると、担い手育成・担い手への農作業委託・土壌診断等に活用した「その他」が27.5%で最も多く、次に、「農地管理費」21.4%となっています。

表16 共同取組活動に係る交付金の主な使途

使 途 内 容	金額（千円）	割合（%）
① 役員報酬（集落協定に定める役職者への支払）	128,553	2.1
② 研修会等費（協定参加者が参加する各種研修等に係る経費）	51,062	0.8
③ 道・水路管理費（草刈・泥上げ等の出役費、補修費、活動に必要な備品費等）	297,118	4.9
④ 農地管理費（畦畔管理費、法面点検費、簡易基盤整備費等、農作業委託料等）	1,301,674	21.4
⑤ 鳥獣被害防止対策費（防止柵等の資材費、設置費、管理費等）	129,614	2.1
⑥ 共同利用機械購入等費（共同利用機械の購入費、修理費、燃料代等）	345,593	5.7
⑦ 共同利用施設整備等費（共同利用施設の建設費、補修費、運営費等）	154,073	2.5
⑧ 多面的機能増進活動費（景観作物の作付、体験民宿、市民農園の実施等）	478,185	7.9
⑨ 土地利用調整関係費（利用権の設定、農作業の委託費等に係る経費）	34,281	0.6
⑩ 農産物等の販売促進関係費	34,359	0.6
⑪ 都市住民との交流促進関係費	18,623	0.3
⑫ その他 （担い手育成、担い手への農作業委託、酪農ヘルパー・ワクチン助成、土壌診断等）	1,669,294	27.5
⑬ 積立	460,846	7.6
⑭ 繰越	973,052	16.0
合 計	6,076,327	

※ 金額は前年度からの繰越・積立額（1,330,117千円）含む。

